**特別有給休暇規定例**

（新型コロナウイルス感染症対応　特別有給休暇）

第１条

　従業員が保護者として、次の（１）又は（２）に該当する子どもの世話をするために休暇が必要となる場合、就業規則第○条に定める年次有給休暇とは別に、特別な休暇を取得することができる。

（１）　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する対応として臨時休業その他これに準ずる措置を講ずる学校等に就学し、又はこれを利用している場合

（２）　次のイ～ハのいずれかに該当する場合

（イ）新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した子ども

（ロ）新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれがある子ども

（ハ）医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を服用している）を有する子ども

２　前項（１）にある学校等とは、次の施設または事業をいう。

・小学校

・義務教育学校（前期課程に限る。）

・各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）

・特別支援学校（全ての部）

・不登校の学齢児童の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校、その他民間施設

・放課後児童健全育成事業（児童福祉法第６条の３第２項）

・放課後等デイサービスを行う事業（児童福祉法第６条の２の２第４項）

・幼稚園

・保育所

・認定こども園

・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（児童福祉法第６条の３第９項から第１２項まで）

・認可外保育施設（児童福祉法５９条の２第１項の規定による届出が行われた施設）

・へき地保育所（へき地保育事業の実施について（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第３０号））

・一時預かり事業（児童福祉法第６条の３第７項）

・病児保育事業（児童福祉法第６条の３第１３項）

・延長保育事業（子ども・子育て支援法第５９条第２号）

・子育て援助活動支援事業（児童福祉法第６条の３第１４項）

・子育て短期支援事業（児童福祉法第６条の３第３項）

・児童心理治療施設（通所の用に供する部分に限る。）（児童福祉法第４３条の２）

・児童自立支援施設（通所の用に供する部分に限る。）（児童福祉法第４４条）

・児童発達支援を行う事業（児童福祉法第６条の２の２第２項）

・医療型児童発達支援を行う事業（児童福祉法第６条の２の２第３項）

・短期入所を行う事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第８項）

・日中一時支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条第３項）

・地域活動支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条第１項第９号）

ただし、障害のある子どもについては、以下に掲げる施設も含むものであること。

・中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）

・高等学校

・中等教育学校

・高等専門学校（第１学年から第３学年まで）

・専修学校（高等課程に限る。）

・各種学校（中学校又は高等学校の課程に類する課程を置くものに限る。）

・不登校の学齢生徒の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校、その他民間施設

３　第１項の休暇は有給とし、時間単位での取得も可能とする。

４　休暇を取得する場合は、勤怠管理者に取得する旨を伝え、休暇取得後は勤怠管理者に休暇簿（社内様式○号）及び、当該事由が生じたことを証明する書類（学校からのお知らせ、ホームページ等の臨時休業が確認できる画面、医師の診断書など）を会社に提出すること。